

## 聴覚障害のある児童の事例

～子どもの教育的ニーズへの適切な対応と、校内の協力体制による合理的配慮～

### ＜本事例報告の概要＞

本事例は、聴覚障害の児童が、通常の学級に在籍しながら学習を行っているケースである。児童は小学校の2年生までは特別支援学校（聴覚障害）（以下「聴覚特別支援学校」という。）に在籍して学習を続けていたが、学力が十分に伸びてきているため、本人の言語力、聴覚活用能力の発達状況、保護者の意向を受ける中で、通級指導教室のある小学校に転校し、学習を行っている。

教科指導時には、FM補聴システム（担任がFM補聴器用のマイクを使い、教師の音声を取りやすくするシステム）を活用しながら通常の学級で学習を行い、児童が教室内のどこにいても、指導者の声が確実に届く配慮が採られている。また、週に3時間行われる通級による指導では、教科学習の中での新出語句の聞き取り状況の確認、運動会等の特別活動などで使われる用語の意味理解の確認、補聴器の聞き取り状況の丁寧な確認が行われている。

そして、特別な支援が必要な場合には、通級指導教室担当教員が時間割り等の調整を行い、通常の学級でのノートテイクが行われることもある。通級指導教室の担当者による障害理解の校内研修が実施され、全教職員が聴覚障害のある児童への配慮事項を理解している。校内の各教室の椅子には、テニスボールがはめられ、雑音を軽減する音環境の整備も行われている。

## 1. 対象児童について

### (1) 対象児童の実態

対象児童であるA児の平均聴力レベルは、右が100dB、左が90dBである。そして補聴器装用閾値は、500Hz、1000Hz、2000Hzでおおむね60dB-SPLの聴取が可能である。通常の会話の聞き取りでは、「10月6日（むいか）は、〇〇小学校の運動会でした」とか「〇〇君がおどかしたので、僕はびっくりして、しりもちをつきました」程度の文章は、注意を集中していると、一度で聞き取り、意味内容を理解することができる。「さ」行の/s/については、発音がやや不明瞭であるが、日常生活で、友達とのコミュニケーションに誤解がおこることはない。本児は、小学校2年修了まで聴覚特別支援学校に在籍していた。聴覚特別支援学校では、学年対応で学習をうけており、学力面は学年相応の力があつた。保護者の意向等を総合的に判断して、聴覚特別支援学校からB小学校に転校してきた。

### (2) 対象児童の学習状況

A児は小学校3年で、通常の学級に在籍している。学年対応の教科書内容が十分にこなせ、学力はクラスで上位である。座席の位置は、教室の最前列の窓側に座っている。児童の座席位置からは、必ず教師の顔（表情・口元）を見ることができる。また、FM補聴システムを活用しており、教師は、必ずFMマイクを首からかけて、授業を行っている。FMマイクを通じて教師の声は電波として送信され、児童の補聴器がその電波を受信して教

師の声を聞いている。他の児童が発表する場合には教師のマイクをその発言する児童の口元にもっていくことにより、友達の声も補聴器を通して聞くことができる。コミュニケーション手段として手話は使っていない。



写真1 教師が使用するFMマイク（教師の首にかけてある）

## 2. 対象児童の小学校における基礎的環境整備の状況

### (1) 多様な学びの場としての難聴通級指導教室の存在【※基礎（1）】

A児が在籍しているB小学校には、きこえとことばの通級指導教室があり、4名の指導者が配置されている。きこえの担当は1名、ことばの担当が3名である。きこえの教室には、市内から9名の難聴の児童が通っている。自校通級の児童が3名、他校からの通級児童は6名である。通ってくる児童の補聴等の実態は、人工内耳装用、挿耳型補聴器装用、耳掛け補聴器装用、骨導補聴器装用、装用なしという実態である。いずれの児童も保有する聴覚を活用している。きこえとことばの教室においては、児童が将来自立し社会参加することができる力を育てることを目標に、自立活動を中心とした指導が行われている。

### (2) 専門性ある指導体制【※基礎（2）】

日常的な学習活動は、児童の実態をふまえて通常の学級の担任が中心となって行っている。その際、児童の教育的ニーズに対応するために、保有する聴覚を最大限に活用するとともに雑音の軽減や指導者の音声を確実に届けることなど、聴覚障害の特性に配慮した情報保障が行われている。また、担任教師の配慮について、通級指導教室の担当教員が、FM補聴器の管理や、騒音計による教室内騒音測定などをバックアップする体制が整っている。さらに、校内では、障害のある児童の特性や配慮に関する理解推進の研修会が行われている。

### (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導【※基礎（3）】

通級指導教室担当者が個別の指導計画を作成している。

#### (4) 教材の確保【※基礎(4)】

通常の学級で学習する際は、A児は他の児童と同じ教材を使用している。教科書等と同じものであるが、音読などの際に、「教師の声」がより明確に届くFM補聴システムが活用されている。

#### (5) 施設・設備の整備【※基礎(5)】

保有する聴覚を活用して学習を進めることができるように、教室内の雑音を軽減する配慮(椅子の脚にテニスボールをはめる)が行われている。また、騒音計を使って、教室内の雑音等の状況の把握がなされている。通級指導教室では、絨毯が敷かれており、より完全な騒音対策が行われている。

#### (6) 専門性ある教員の配置【※基礎(6)】

B小学校のあるC県には、次年度の通級指導教室担当者等を養成するシステムがある。この研修が始まった発端は、きこえとことばの教室に通う児童生徒の保護者の思いがあり、それをうけて県の教育センターが、県内の市町村からの「次年度のきこえとことばの教室の設置の意向」状況をうける中で、専門家の養成を行っている。県の教育センターの研修は、小学校や中学校だけではなく、幼児への指導や、市町村の就学指導ができる専門家養成も視野に入っている。

#### (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導【※基礎(7)】

A児は、主として通常の学級で教科の指導を受けている。そして週に3時間、通級指導教室で、国語に関する特別な指導(ことば、聞き取り)の指導を受けている。また、3時間のうち、2時間は個別指導で、1時間は同じ障害のある児童とのグループ学習となっている。通級指導教室の指導の時間で抜けた在籍学級の授業は、通級による指導後に、個別の対応が行われている。

#### (8) 交流及び共同学習の推進【※基礎(8)】

C県では、特別支援学校の児童生徒と小中学校との交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる。現在、B小学校に居住し、交流及び共同学習を希望する特別支援学校在籍児童がいないため、特別支援学校との交流及び共同学習が行われていない。

### 3. 対象児童への合理的配慮の実際

#### (1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮【※合理(1)-1-1】

A児が通常の学級で学習を行っていくにあたって、聞こえにくさを補うことができるようにするための指導が通級指導教室で行われていた。その内容は、補聴器の効果的な活用能力の育成と、補聴器活用状況の現況確認(評価)であった。また、学習活動の中で行われるコミュニケーション状況については、「言語的な内容が、確実に理解できていたか」という確認が行われていた。さらに、A児の表出面の指導として、発音が不明瞭なところへの個別指導が行われていた。

A児は、補聴器装用閾値が60dB-SPL（通常の会話がようやく聞こえる程度）である。A児が、注意を集中し続けて授業を受けるためには、かなりの聞き取りの努力が強いられる。このことに対して、通級指導教室担当教員が、騒音計を確認しながら、A児に65～75dB程度の音・音声が安定的に届くような配慮を行っている。担任教師の声量を通常よりも大きくしたり、教室の雑音軽減をしたりするなど、担任と通級指導担当者の連携が図られていた。また、そのように努力して聞き取ったことに関して、通級指導教室担当者と担任の両者が、A児が正確に理解することができるかどうかの確認を行っていた。聞き取ったことを正しく理解することができるかどうかを確認する配慮がなければ、個々に応じた合理的配慮とはいえないのである。



写真2 教室内の音圧を把握する騒音計

## (2) 学習内容の変更・調整と指導上の工夫【※合理(1)－1－2】

A児が他の児童と同様の学習内容を習得することができるよう、各教科の指導において以下に示す観点で様々な配慮や工夫が行われていた。

- a. 教科書で使用される新出語句で、聞き取りにくい音を含む語句の特別な指導
- b. 「歌唱」「音楽鑑賞」などの評価（子どもが、コントロールできる範囲での評価）
- c. 指導の際に、A児の補聴閾値を考慮し、教師の明瞭な音声での教示（65～75dB程度の音量）と、方向や強弱などの音の情報の判断を必要とする学習内容を指導する時の工夫（\*補聴閾値：補聴器を装用して聞こえる音圧・音域）

## (3) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮【※合理(1)－2－1】

- a. 通常の学級では、教師の音声が届く、FM補聴システム等による情報保障
- b. 聞こえにくさを補うため、また、教室内の騒音等を踏まえ、児童の座席位置は最前列の座席となっている。教師の表情が明確にわかり、板書も明確に見ることができ、また、他の児童の顔も見やすい。
- c. 補聴器を介しての会話が十分にできるため、手話等は特に使わない。



- d. 集団で、グループ活動による話し合いなどが行われる場合は、活動内容に対する配慮が必要かどうかを吟味したうえで、通級指導担当者が時間を調整して、ノートテイクの支援を行う体制がある（実際には、年に数回しか必要な場面はなかった）。
- e. 地域のテニススクールから、使用済みのテニスボールを譲り受け、それを机と椅子の脚にはめ、教室内雑音の軽減を行っている。



写真3 椅子や机に取り付けられたテニスボール（リサイクル品活用）

#### （4）学習の機会や体験の確保【※合理（1）－2－2】

学年相応の学力のあるA児の場合、言語習得に関する注意点は、/s/行音などの高音域に係る音声の聞き逃しに対する配慮が必要である。これは、A児の聴力型とも関係しており、A児の固有の聴覚障害特性といえる。このことについては、通常の学級では、合理的配慮が十分に行うことができないため、通級指導教室で行われている「教科学習での新出語句確認」の指導が、合理的配慮として機能している状況が見られた。

何度か通級指導教室での練習を続けるうちに、A児自身が、自分が聞き取りにくい「音韻」が何であるか、自覚できるようになってきており、「もう一回、教えてください」と、自分から相手に、尋ねることができるようになってきている。このことは、自分自身で、通常の学級の中でも、コミュニケーションの内容を確認する力として育ってきており、通常の学級での学習や体験をしっかりと享受できる力につながってきているといえる。

#### （5）専門性のある指導体制の整備【※合理（2）－1】

校内にきこえとことばの教室（通級指導教室）があり、聴覚障害のある児童に対する支援を受けることができる。通級指導教室は聴覚特別支援学校との密接なネットワークがあり、聴覚障害教育に関する研修会の実施の際には、専門機関と連携して研修内容等を工夫している。

#### （6）児童、教職員や保護者の理解推進を図るための配慮【※合理（2）－2】

対象児童の校内支援に関しては、きこえとことばの教室（通級指導教室）の担当者が果

たしている役割が非常に大きいと考えられる。対象児童への直接的な指導、学級担任へのFM機器等の使用に関する支援、学校内の音に関する環境整備、障害の理解・啓発指導、県の研修会等の講師（新任者養成）を担っている。

さらに、この地区では、「自分たちの子どもを育ててくれる学校や先生方を支援するのは、親の役割である」という考えの下、保護者が県や学校の教育活動を支援している。

学校長は、特別支援教育に関して造詣が深く、①子どものこと、②教職員の専門性向上のこと、③地域との連携、④小学校教育の目標の達成に向けた取組、⑤様々な子どもが学習することの現実をふまえた学校運営の大きな支えとなっている。

#### （7）災害時の支援体制の整備【※合理（2）－3】

大震災の教訓を受け、学校内で学習するすべての児童への避難体制が考えられている。

### 4. 取組の成果と課題

A児の通うB小学校は、聴覚に障害のある児童にとって、同じ年齢の児童と同じ学習経験をうけることができるという意味において、合理的配慮が行き届いているといえる。それらの充実した支援体制は、校内に通級指導教室があり、なおかつ、聴覚障害の特性に配慮できる知識を有した指導者がいるということに支えられている。

聴覚障害がある児童の場合、合理的配慮が不十分であると、教室の中に座席はあるが、「まわりの言うことが分からない」「なんだか自分は、一人ぼっちである」といったコミュニケーション面から生じてくる疎外感や孤立感をいだき、それが心理的な不安となることがある。また、学習時の説明や友達の発言が聞こえず、授業が次第に理解できなくなり、学力面に影響がでてくることもある。

聴覚障害児には手話ができる者の配慮をするという画一的な配慮をすればよいというものではない。この学校の通級指導教室に通ってくる聴覚障害児の実態からは、人工内耳装用、骨導補聴器装用など、保有する聴覚を活用することでコミュニケーションを行う聴覚障害児が小学校の中で学習していることが事実として見えてくる。

（1）一般的に必要とされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点を当てた配慮が行われている。

A児の場合、児童の実態と教育的ニーズをふまえ、保護者と学校が十分に話し合っ、聴覚特別支援学校から小学校への転校が行われている。その中で小学校での学習環境を検討し、補聴器を装用して、快適に聞こえる65~75dB程度の音・音声を、学校で整えている。教師との距離が離れていても声が届くFM補聴システムの活用、教室の雑音の軽減、通級による指導など、具体的な対応が行われている。

（2）子どもの成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮の継続的な検討・修正・対応を行っている。

A児への合理的配慮について、小学校転入時には、ノートテイクの準備も計画されていたが、A児が通常の学級での学習に次第になじみ、また保有する聴覚の活用能力

が高まっていく実態をふまえて、「いつもノートテイクをする」というのではなく、必要な場合に対応を行うという方法に至っている。また、合理的配慮としてのノートテイクは、調査時点ではほとんど行われていないが、配慮をするシステムが堅持されていることは、よい判断だと思われる。

(3) 既存の制度や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小中学校の設置者である市町村で工夫をして対応できている。

インクルーシブ教育システム構築への取組においては、多様な学びの場が重要なことはいままでもない。通級指導教室が通常の学級と連動しながら、子どもの学習活動を支えているといえる。ここでは、基礎的環境整備の存在と合理的配慮が相互に連携することが、効果を上げる背景となっている。

(4) 障害のある児童に合理的配慮を行うことが、その児童の学習目標の達成に役立っている。

小学校の中で、A児が保有する聴覚を活用する環境が整えられることで、同学年の児童と同じように、学習経験を積み重ね、学年相応の学力を身につけている。

(5) 課題

A児の通っているB小学校には通級指導教室があり、保護者は聴覚特別支援学校から学校に転校する時には、この教室の存在を重要視していた経緯がある。しかし、すべての小学校に聴覚障害のある児童の特性を理解して支援する通級指導教室があるわけではなく、自校に聴覚障害のある児童の支援ができる環境がない場合は、拠点校が地域を巡回指導する地域クラスターのシステム構築等が必要である。現在、ほとんどの小学校は市町村立であるため、現実的には学校設置者の行政管轄内に拠点校・拠点センターが必要と思われる。行政管轄の関係で、市町村を超えた支援ネットワークが困難な場合は、都道府県からの支援が必須と思われる。障害の発生率をふまえ、いかにして合理的配慮を行うシステムを構築するか考える必要がある。

## 5. 本事例の考察

本事例のA児は、聴力の程度で考えるなら聴覚特別支援学校で学習することが考えられる。しかし、現実にはB小学校で同学年の児童と同じように学習し、学力を身に付けて成長している実態がある。なぜ、このようなことができるのか。これは、実地調査を行うなかで、聴覚障害のあるA児の教育的ニーズに対応するための学校設備や地域ネットワークの存在、担任教師への助言ができる専門教員の存在、聴覚障害のある児童への言語力育成の特別な指導（通級指導教室）が行われていることなどが、調和的に機能し、結果として小学校の中で障害のない児童と共に教科学習ができることにつながっていると考えられる。

わが国には、新生児の段階で聴覚障害を発見するスクリーニング体制があり、発見後の早期からの教育的対応が、全国各地で行われている。発見後の教育的対応は、地域の聴覚特別支援学校等が行っており、聴覚学習やコミュニケーション能力の向上に力を注

いでいる。聴覚障害のある児童が学校で学習する際には、その聞こえにくさに対応する情報保障と、聴覚情報が十分に届かないことによって起こる言語発達の課題があり、このことへの対応が特に重要になる。

A児が、聴覚特別支援学校から小学校へ転校する時に、保護者と、小学校が十分に話し合い、現在の学校での支援体制が達成されていたことも重要である。机や椅子と床がこすれあう雑音を低減する工夫をしたり、教員の音声情報をFMマイクでしっかり届けたりする指導方法の工夫などによって、聴覚障害のあるA児が必要とする情報を入手する手立てを整え、聞こえにくくても障害のない児童と同じコンディションで学習活動ができるように様々な対応が採られているわけである。

今回、新しい概念の「合理的配慮」と「基礎的環境整備」にそって実地調査の整理を試みるなかで、従来の聴覚障害に対応する一般的な配慮例を、「A児」という個別の教育的ニーズの視点で、丁寧に必要なものを関連づけ調整し整えていく重要さに改めて気づいた。聴覚特別支援学校であれば、聴覚障害教育に関する様々な配慮を整えることが可能であるが、小学校の中で学習するために、小学校が活用できる基礎的環境整備を有効に機能させることと、小学校で学習する障害のある児童一人一人に軸足をおいて、新しい概念の「合理的配慮」の具現化に向けた実践の積み上げが不可欠と考える。